様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号　０４２００００１９２

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　　所　　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号

氏　　名　　松田産業株式会社　代表取締役　松田　芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事　　平田　研

許可の年月日　　令和　８年　９月１６日

許可の有効年月日　　令和１５年　９月１５日

複写禁止

１．事業の範囲

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

（これらのうち自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上９種類（積替え・保管行為を含まない。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３．許可の条件　　無

４．許可の更新又は変更の状況

平成　４年　９月１６日　新規許可
平成　９年　９月１６日　更新許可
平成１３年　８月　２日　変更許可
平成１４年　９月１６日　更新許可
平成１９年　９月１６日　更新許可
平成２４年　９月１６日　更新許可　(優良基準適合)
平成２６年１０月１４日　変更許可
令和　元年　９月１６日　更新許可　(優良基準適合)
令和　８年　９月１６日　更新許可　(優良基準適合)

５．積替え許可の有無　　無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号　０４２５００００１９２

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　　所　　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号

氏　　名　　松田産業株式会社　代表取締役　松田　芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事　　中村　法道

許可の年月日	令和　２年　２月　６日
許可の有効年月日	令和　９年　２月　５日

複写禁止

１．事業の範囲

廃油

（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸

（ｐＨ２．０以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ

（ｐＨ１２．５以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃水銀等

（裏面へつづく）

複写禁止

汚泥

（特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上５種類（積替え・保管行為を含まない。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況

平成１０年　２月　６日　新規許可
平成１３年　８月　９日　変更許可
平成１５年　２月　６日　更新許可
平成２０年　２月　６日　更新許可
平成２５年　２月　６日　更新許可
平成３０年　５月２１日　変更許可

５．積替え許可の有無　　無

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　無